

ゆめの里ヘルパーステーション訪問介護および 松本市介護予防・日常生活支援総合事業について 重要事項説明書

令和 6 年 6 月 1 日

1 当事業所のサービスの方針等

(1) ヘルパーの資質向上

計画的な研修計画に基づき各種研修会に積極的に参加し、専門知識や技術の習得と自己研鑽に努め、多様化する福祉ニーズに即応するヘルパーの資質向上に努めます。

(2) 個々の生活に合わせたサービス

ご利用者及びそのご家族に対し事前面接を実施し、ケアプランに基づき一人一人に合わせた介護計画を作成し、心のこもった訪問介護サービス又は松本市介護予防・日常生活支援総合事業サービスを提供し、自立支援と生活機能の維持向上に努めます。

(3) ご家族の介護負担の軽減

在宅生活の維持向上と、ご家族の介護負担軽減を図るため支援協力をします。

(4) 関係機関との連携

市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2 事業所の概要

事業所名	ゆめの里ヘルパーステーション
所在地	長野県 松本市 南松本 1 丁目 2 番 1 6 号
サービスの種類	訪問介護 松本市介護予防・日常生活支援総合事業における訪問介護相当・ 訪問型サービス A
介護保険事業所番号	2 0 7 0 2 0 3 5 3 0 号
管理者の氏名	古畑 麻弓
事業所の電話番号	0 2 6 3 - 2 6 - 2 2 6 0
サービス提供地域	○訪問介護 松本市、山形村、朝日村とする。ただし、平成 1 7 年 4 月 1 日合併による旧安曇村、旧奈川村、旧梓川村、旧四賀村の地区を除く ○松本市介護予防・日常生活支援総合事業 松本市とする。ただし、平成 1 7 年 4 月 1 日合併による旧安曇村、旧奈川村、旧梓川村、旧四賀村の地区を除く

3 事業所の職員体制

職 種	従事する業務	人 員	指定基準
管理者	業務の一元的な管理	1 名（兼務）	1 名
サービス提供責任者	サービス内容等の管理	4 名以上	2 名以上
訪問介護員等	訪問介護の提供 介護予防・日常生活支援	15 名以上 （常勤、非常勤）	2.5 名以上 （常勤換算）
事務職員	事務	1 名	1 名

（訪問介護員等には、サービス提供責任者も含まれています）

4 営業日及びサービスの提供時間

（１）事務所

- ①営業日 月曜日～金曜日
ただし、国民の祝日に関する法律で定める日および
12月30日～1月3日は休業日とする。
- ②営業時間 8：30～17：30

（２）訪問介護及び松本市介護予防・日常生活支援総合事業

- ①サービス提供日 月曜日～日曜日の365日とする。
ただし12月30日～1月3日は休業日とする。
- ②サービス提供時間
- | | |
|------|-------------|
| 通常時間 | 8：00～18：00 |
| 早 朝 | 6：00～ 8：00 |
| 夜 間 | 18：00～22：00 |
| 深 夜 | 22：00～ 6：00 |

5 利用料金

（１）訪問介護

サービス単位（通常時間）

身体介護

所要時間	20 分未満	20 分以上 30 分未満	30 分以上 1 時間未満	1 時間以上 1 時間 30 分未満
単 位 数	1 6 3 単位	2 4 4 単位	3 8 7 単位	5 6 7 単位

生活援助

時 間	所要時間 20 分以上 45 分未満	所要時間 45 分以上
単 位 数	1 7 9 単位	2 2 0 単位

① 加算 特定事業所加算Ⅰ 20%

介護職員等処遇改善加算Ⅰ 24.5%が適用になります。

初回加算（一回のみ初回訪問月のサービス開始時） 200 単位

緊急時訪問介護加算（身体介護で緊急に訪問した場合） 1 回 100 単位

生活機能向上連携加算Ⅰ（生活機能の向上を目的とした場合）月 100 単位

- ② 基本料金に対して、早朝（午前 6 時から午前 8 時）及び夜間（午後 6 時から午後 10 時）の時間帯は 25% 増し、深夜（午後 10 時から翌日の午前 6 時）は 50% 増しとなります。
- ③ やむをえない事情で、かつ、ご利用者及びご利用者のご家族の同意を得て二人でサービスの提供を行った場合は、二人分の料金となります。
- ④ 地域区分割合 利用料は合計単位数に地域区分単価を乗じた算定となります。

（松本市は 7 級地に該当 単位 × 10.21）

利用料は、1 ヶ月の合計単位数で算定されますので、実際の利用料とは誤差があります。

（２） キャンセル

- ① ご利用者がサービスの利用を中止する際には、速やかに当事業所まで連絡をお願いします。

連絡先 ゆめの里ヘルパーステーション

電話番号 0263-26-2260

- ② サービス前日の 17 時以降～当日のキャンセルにつきましては一律 500 円のキャンセル料をご負担いただきます。

※ キャンセル料は、利用者負担の支払に併せてお支払いいただきます。

（３） 松本市介護予防・日常生活支援総合事業

訪問型独自サービス

	回数	対象	サービス単位
訪問型サービス（独自）Ⅰ	週 1 回程度	事業対象者 要支援 1・2	1 月につき 1,176 単位
訪問型サービス（独自）Ⅱ	週 2 回程度	事業対象者 要支援 1・2	1 月につき 2,349 単位
訪問型サービス（独自）Ⅲ	週 2 回を超える程度	事業対象者 要支援 2	1 月につき 3,727 単位

① 加算

初回加算（一回のみ初回訪問月のサービス開始時）200 単位

介護職員等処遇改善加算Ⅰ 24.5%が適用になります。

- ② 地域区分割合 利用料は月額単位数に乘じた算定となります。

（松本市は 7 級地に該当 単位 × 10.21）

訪問型サービス A（定率）

	回数	対象	サービス単位
訪問型サービスⅣ	月 1 回～週 2 回まで	事業対象者 要支援 1・2	1 回当たり 206 単位
訪問型サービスⅤ	週 2 回を超える程度	事業対象者* 要支援 2	1 回当たり 206 単位
訪問型サービスⅥ	20 分未満で主に 生活援助を行う場合	事業対象者 要支援 1・2	1 回当たり 101 単位

* 事業対象者は週 2 回までの利用を基本とする

- ① 地域区分割合 所定単位数に地域単価に乗じた算定となります。

(松本市は 7 級地に該当 単位×10.21)

(4) その他

① 交通費

通常のサービス提供地域以外の地域については、所定の交通費（1 Kmあたり 37 円）が必要になります。

② 利用料

利用料は、介護保険負担割合証に基づいた負担額になります。

③ 利用料のお支払い方法

利用料は、月末締めとし、翌月 18 日（土・日・祝祭日の場合は翌営業日）に指定金融機関からのお支払い、振込、または現金支払いの方法でお支払いいただきます。

○ 指定金融機関 J A 松本ハイランド・八十二銀行・ゆうちょ銀行

④ 前記 5 の利用者負担金は、「法定代理受領（現物給付）」の場合について記載しています。ケアプランを作成しない又は法定代理受領とならない場合等「償還払い」となる場合には、一旦ご利用者から利用料（10割）をお支払いいただき、その後、ご利用者が市町村に対し保険給付分を請求することになります。この場合、保険給付のための証明書を発行します。

⑤ 介護保険外のサービスとなる場合（サービス利用料の一部が制度上の給付限度額を越える場合は超えた部分を含む。）には、利用料の全額が自己負担になります。（介護保険外のサービスとなる場合には、ケアプランを作成する際に介護支援専門員から説明のうえ、ご利用者の同意を得ることになります。）

6 秘密保持

- (1) 職員は、正当な理由がなく、業務上知り得たご利用者またはご家族の秘密は、在職中は勿論、退職後においてもこれらの秘密を第三者に漏らしません。
- (2) サービス担当者会議等において、ご利用者およびご利用者のご家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により同意を得ます。

7 緊急時及び事故発生時の対応

- (1) 現に訪問介護、松本市介護予防・日常生活支援総合事業の提供を行っているときにご利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又は歯科医師に連絡をとる等必要な措置を講じます。
- (2) 訪問介護、松本市介護予防・日常生活支援総合事業の提供により事故が発生した場合は、速やかにご利用者のご家族、居宅介護支援事業者及び市町村に連絡を行うとともに当事業所の管理者に報告します。また、事故の状況及び事故に際してとった処置を記録します。
- (3) 訪問介護、松本市介護予防・日常生活支援総合事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行います。

8 相談、苦情受付窓口

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

お客様相談コーナー	電話番号 ０２６３－２６－２２６０ FAX 番号 ０２６３－２６－２６３８ 管理者 古畑 麻弓 対応時間 （月曜日～金曜日、ただし祝祭日を除く） ８時３０分～１７時３０分
-----------	---

その他相談機関	各市町村介護保険相談窓口 松本市 高齢福祉課 ３４－３２１３ 山形村 保健福祉課 ９７－２１００ 朝日村 住民福祉課 ９９－２００１ 長野県国民健康保険団体連合会 （０２６）２３８－１５８０ 長野県社会福祉協議会 （０２６）２２６－０１１０
---------	---

９ 福祉サービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無

実施無し

１０ 当法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人松本ハイランド
代表者名	理事長 松澤 幹夫
本部所在地及び 電話番号	松本市 大字和田 ２２４０－３３ ０２６３－４０－３３７７
事業の概要	介護老人福祉施設、短期入所生活介護、通所介護 松本市介護予防・日常生活支援総合事業、訪問看護 認知症対応型共同生活介護（グループホーム） 養護老人ホーム 訪問介護、居宅介護支援 松本市河西部西地域包括支援センター